

## 求人者のみなさまへ

株式会社スタジオ・マジックワークス

### 【取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲に関して】

当社は、日本国内を対象に、全職種を範囲とし、職業紹介に関する業務を行います。ただし、その申し込み内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受け付けません。

### 【手数料に関して】

就職が決定した場合、下記の届出制手数料に係る手数料表の額を上限として、紹介手数料を申し受けます。

| 届出制手数料に係る手数料表                                                      |                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| サービスの種類及び内容                                                        | 手数料の額                                                                             |
| 求人を受け付ける時の事務費用                                                     | 0 円                                                                               |
| 求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他の紹介のサービスに付随するサービス | 成功報酬<br>職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金（想定年収）又は雇用期間に支払われる見込賃金額の 50%<br>手数料負担は求人者とします。   |
| 求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言                                     | 成功報酬<br>職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金（想定年収）又は雇用期間に支払われる見込賃金額の 50%<br>手数料負担は求人者とします。   |
| 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索                                       | 着手金 100 万円<br>活動 1 日当たり 10 万円<br>成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50%              |
| 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言                                        | 成功報酬<br>職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金（想定年収）又は雇用期間に支払われる見込賃金額の 30%<br>手数料負担は関係雇用主とします。 |
| ※上記手数料には、消費税を含みます。                                                 |                                                                                   |

### 【苦情の処理に関して】

1. 求職者・求人者からの苦情について、あらかじめ苦情処理相談の窓口、対応方法等を明確にするとともに、苦情申出年月日、苦情の内容、対応の経過を記録すること等により適切かつ迅速に対応する。
2. 苦情の具体的な内容、具体的な問題点の把握に努めるとともに、求人者等関係者との連携の下に、適切かつ迅速に対応する。
3. 違法又は不法な内容を含む苦情等専門的な相談援助を必要とする苦情について関係行政機関等との連携の下に、適切かつ迅速に対応する。
4. 職業紹介行為等に対する苦情の申出先として、管轄都道府県労働局及び専門的な相談援助ができる団体の名称・所在地・電話番号について、事業所内に掲示するなどパンフレット等を活用して周知に努める。
5. 管轄都道府県労働局及び専門的な相談援助ができる団体から、苦情に関する連絡を受けた場合も適切かつ迅速に対応する。
6. 適切かつ迅速に処理できるよう、関係法令、具体的例等苦情処理に必要な知識・情報の収集に努めるとともに、苦情処理を行った場合には、対応の内容や問題点について整理し、その後の対応に活用するよう努める。

### 【個人情報の取扱に関して】

取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人からの情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をします。

|                    |       |              |
|--------------------|-------|--------------|
|                    | 氏名    | 連絡先          |
| 職業紹介責任者<br>苦情処理担当者 | 真下 祐次 | 03-3462-8803 |